

税務・財務情報 第2109号

遺言書が必要となる代表的な3つの事例

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合には、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人



株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

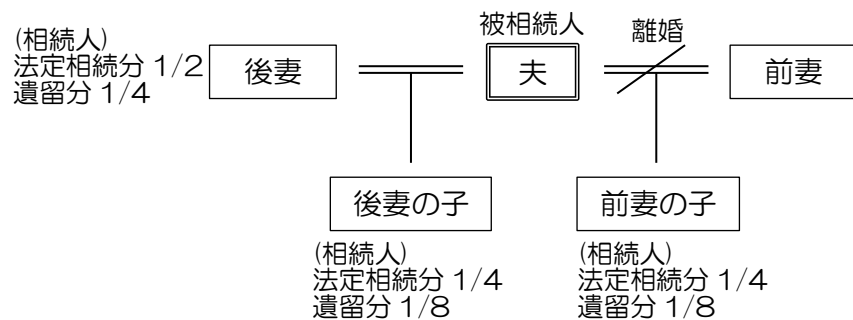
遺言書が必要となる代表的な3つの事例

1 はじめに

近年は民法（相続法）の改正などがあり、相続に関する話題をよく耳にすることが増えました。その相続の話題と一緒によく出てくるものが「遺言書」です。相続の話をする上では欠かせない「遺言書」ですが、なぜ「遺言書を書いた方がよい」と言われるのかよく分からないという方や、自分には財産があまりないから関係がないと思われる方がほとんどなのではないでしょうか。今回は遺言書が必要となる事例を分かりやすく紹介します。

2 前妻との間に子供がいるケース

<親族関係図>



上図のように前妻の子は相続人となるため、遺言書がなければ前妻の子を含めて遺産分割協議が必要となります。後妻が一度も会ったことのない前妻の子に遺産分割を申し出たとしてもスムーズに進む可能性は低いでしょう。遺産分割が成立するまでの間は夫の預貯金を解約することができない（相続預金の仮払制度を使えば一部の出金は可能）ため、生活費や税金の支払いなどに困窮することもあります。

★遺言書（すべての財産を後妻と後妻の子が相続する遺言）があれば

- ①前妻の子の同意なしに預金を解約したり、自宅の名義変更もできる
- ②前妻の子の相続分を遺留分（法定相続分の1/2）までに減らすことができる

【前妻の子の遺留分はいくら？】

例えば、自宅不動産 3,000 万円、預金 1,000 万円が財産だった場合、前妻の子の相続額は次のようになります。

遺言書なし（法定相続分）・・・1,000 万円（＝4,000 万円×1/4）
⇒預金がすべて前妻の子のものに…

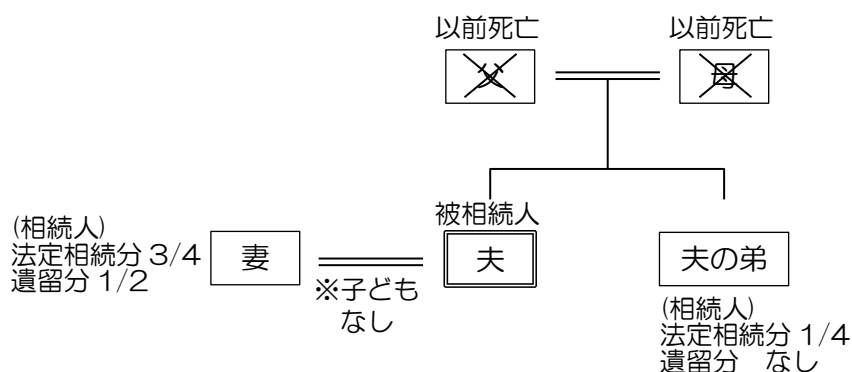
遺言書あり（遺留分）・・・500 万円（＝4,000 万円×1/8）
⇒自宅＋預金 500 万円が手元に残る

◆遺留分とは…

亡くなった人の法定相続人（兄弟姉妹を除く）に最低限保障された一定割合の相続分です。遺言によって遺留分を侵害された場合は、遺留分侵害額請求をすることによって財産の一部を取り戻すことができます。

3 子どもがいない夫婦のケース

<親族関係図>



上記の図のように夫の相続人は、妻と夫の弟（義理の弟）の2名になります。子どもがいない夫婦の場合には夫の兄弟姉妹が相続人となることを意外と知られていないようです。上記 2 で述べましたが、遺言書がなければ義理の弟と遺産分割協議が必要となり、やはり遺産分割が成立しないことの問題点が生じます。

また、仮に義理の弟が夫よりも先に亡くなっていた場合は、義理の弟の子（夫の甥や姪にあたる人）が代襲して相続人になるため連絡先や住所さえ知らないというケースもあり、より遺産分割に時間がかかってしまいます。

実際に両親の相続の時にモメて疎遠となっていた兄弟で、夫の相続時に義理の弟から遺産分割調停の申立てをされたケースもあります。

★遺言書（すべての財産を妻が相続する遺言）があれば

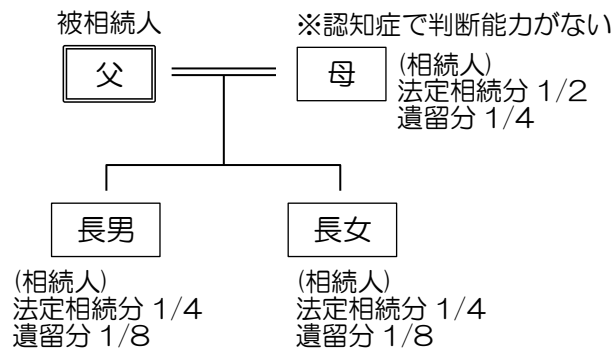
- ①夫の弟の同意なしに預金を解約したり、自宅の名義変更もできる
- ②夫の弟に対して遺留分を支払う必要がない

【兄弟姉妹の遺留分について】

上記 1 の事例の前妻の子には遺留分があり、遺言書があったとしても遺留分侵害額請求があれば支払わなければなりません。兄弟姉妹の相続人には遺留分がありません。夫がすべての財産を妻に相続させる遺言書があれば、妻は夫の兄弟姉妹に財産を1円も渡すことなく遺言通りに相続することができます。

4 将来の相続人の中に認知症や知的障害などにより意思判断能力がない人がいるケース

<親族関係図>



上記の図では母・長男・長女の3人が相続人となりますが、母が認知症と診断されていた場合には、母は遺産分割協議（法律行為）ができないこととされています。

意思判断能力がない人が相続人にいる場合に遺産分割協議を行うには、家庭裁判所で成年後見人を選任してもらい、選任された成年後見人が母に代わって遺産分割協議を行います。

◆成年後見制度はランニングコストがずっとかかる

成年後見人は家庭裁判所が選任するため、親族が選任される保証はありません。所有している預貯金等が多い場合、既に親族間でトラブルが発生している場合などは第三者の専門家（弁護士や司法書士など）が選任される可能性が高くなります。

成年後見人に第三者が選任された場合は、その後見人に毎月の報酬を支払うことになり、原則として被後見人が亡くなるまで支払い続けなければなりません。（仮に子どもが成年後見人に選任された場合でも、「成年後見監督人」に毎月報酬を支払い続けることとなります。）

★遺言書があれば

- ①遺言書通りに遺産を分割するため、分割協議が不要（成年後見人なし）で相続手続きができる

5 最後に

遺言書が必要になる理由について代表的な事例として3つ確認しました。もちろん遺言書が必要な事例はこの3つだけではありません。賃貸用不動産を所有している人、会社を営んでいる人（株式を所有している人）、農地を所有している人、など個々の事情によって遺言書があった方がよいケースがあります。

弊社では遺言に関するご相談も受けておりますので、関心を持たれた方は担当へご相談下さい。

執筆者 先田 真司